

大沼地域包括支援センター
指定介護予防支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会が開設する 大沼地域包括支援センター(以下「事業所」という)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、社会福祉士、介護支援専門員等の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という)が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 大沼地域包括支援センター
- 2 所在地 神奈川県相模原市南区若松4-17-13 ソフィアビル1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定介護予防支援にあたるものとする。
- 2 担当職員 6名以上(常勤兼務5名 非常勤兼務1名)
①在宅で生活をしている要支援者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要支援者からの依頼を受けて、利用する介護予防サービス等の種類や内容等を定めた計画(介護予防サービス計画)を作成する。
②介護予防サービス計画に基づき指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- 3 事務員 2名以上(常勤兼務1名 非常勤1名)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 祝祭日を含む月曜日から土曜日までとする。
日曜日、12月30日から1月3日は営業しない。
- 2 営業時間 午前8:30から午後5:00までとする。

(指定介護予防支援事業の提供方法、内容)

第6条 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

- 2 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 3 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画(以下「計画」という)を作成する。

- 4 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- 5 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 6 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生労働省令第37号第29条から第31条)に従って実施する。

(指定介護予防支援事業の利用料等)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大沼地域(大沼公民館区)とする。

(業務継続計画の策定等)

第9条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第10条 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね1ヶ月に1回開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。

- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第11条 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底する。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 担当職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

第11条 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(相談・苦情対応)

第12条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応し、当該苦情の内容等について記録する。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連

絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(従業者の秘密保持)

第14条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に定めるものとする。

(従業者の研修)

第15条 当事業所は、担当職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ②継続研修 随時

(その他)

第16条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第17条 当事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団神奈川県同法援護会と事業所の施設長、管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 5月 1日一部改正する。
- この規程は、平成26年 7月 1日一部改正する。
- この規程は、平成27年 4月 1日一部改正する。
- この規程は、平成27年 5月 1日一部改正する。
- この規程は、平成28年 4月 1日一部改正する。
- この規程は、平成29年 4月 1日一部改正する。
- この規程は、平成29年 9月 1日一部改正する。
- この規程は、平成30年 1月16日一部改正する。
- この規程は、平成30年 2月 1日一部改正する。
- この規程は、平成30年 4月15日一部改正する。
- この規程は、平成31年 2月 1日一部改正する。
- この規程は、平成31年 3月 1日一部改正する。
- この規程は、令和 1年 8月 1日一部改正する。
- この規程は、令和 1年10月 1日一部改正する。
- この規程は、令和 2年 2月 1日一部改正する。
- この規程は、令和 2年 3月 1日一部改正する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日一部改正する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日一部改正する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日一部改正する。